

大野市文化芸術交流施設設置条例

平成29年12月15日

条例第14号

(設置)

第1条 市民の芸術に関する知識の向上及び心豊かな文化交流の場を提供するため、大野市文化芸術交流施設（以下「文化芸術交流施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 COCONOアートプレイス
- (2) 位置 大野市元町12番2号

(施設の種類)

第3条 施設の種類の種類は、別表第1のとおりとする。

(事業)

第4条 文化芸術交流施設は次に掲げる事業を行う。

- (1) 美術品及び芸術に関する資料（以下「美術品等」という。）の収集、保管、展示及び利用に関すること。
- (2) 文化芸術に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 文化芸術に関する調査研究及び普及活動に関すること。
- (4) 文化芸術交流施設及び設備（以下「施設等」という。）の管理及び運営に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術交流施設の設置の目的を達成するために必要な事業

(使用の許可)

第5条 施設等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ大野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。また、許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等又は美術品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理及び運営に支障があると認められるとき、又は教育委員会が適当でないと認めるとき。

(入館の拒否)

第7条 教育委員会は、文化芸術交流施設に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の承認を受けたとき。
- (3) 観覧料を納付しないとき。
- (4) 施設職員の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理及び運営上特に必要があると認められるとき。

2 前項の措置によって使用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(観覧料)

第8条 文化芸術交流施設が展示する美術品等を観覧しようとする者は、別表第2に掲げる観覧料を納入しなければならない。

2 観覧しようとする者は、前項の観覧料を前納しなければならない。

(観覧料の減免)

第9条 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料の不還付)

第10条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 文化芸術交流施設の管理上特に必要があるため、教育委員会が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。

(損害賠償の義務)

第11条 施設等又は美術品等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた

損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、文化芸術交流施設の管理及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第13条 市長は、詐欺その他の不正の行為により、この条例に定める観覧料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処することができる。

附 則

この条例は、平成30年3月21日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	施設名
展示施設	蔵ギャラリー オモヤギャラリー ハナレギャラリー 回廊
その他施設	厨房 畳の間1 畳の間2 土間 その他付帯施設（トイレ、外部倉庫）

別表第2（第8条関係）

（単位：円）

<u>区分</u>	<u>大人</u>	<u>小人</u>
<u>個人</u>	<u>300</u>	<u>無料</u>
<u>団体</u>	<u>150</u>	
<u>身体障害者手帳等所持者</u>	<u>150</u>	
<u>年間</u>	<u>1,000</u>	

備考

1 小人は、中学生以下とする。

2 団体は、30人以上とする。

3 身体障害者手帳等所持者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳又は戦傷病者手帳のいずれかを所持する者とする。

4 身体障害者手帳等所持者の介助を目的に施設を利用する場合は、介助者1人に限り、当該介助者の観覧料の額は150円とする。

5 身体障害者手帳等所持者の年間観覧料の額は500円とする。

6 特別企画展の観覧料は、市長がその都度定める額とする。

7 その他市長が特に必要と認めるときは、観覧料をその都度定める。

別表第2（第8条関係）

種別	区分	大人	小人	備考
展示施設	普通	200円	無料	小人は、中学生以下とする。 団体は、30人以上とする。 ただし、特別企画展の観覧料は、市長がその都度定める額とする。
	団体	100円		